

東京都板橋区重度身体障がい者等緊急即時通報システム事業実施要綱

(平成19年8月7日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者及び難病患者（以下「重度身体障がい者等」という。）の自宅内での安全を確保するため、緊急即時通報システム事業（以下「事業」という。）を実施し、もって在宅重度身体障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業は、次に掲げるものを実施する。

- (1) 自宅内で発病又は事故等の緊急事態に陥った重度身体障がい者等が、無線発報器等を用いて通報した際に、その内容に応じ、119番通報等による関係機関への協力要請及び現場への人員の派遣を指示する受信センターの設置
- (2) 現場へ派遣する現場派遣員の確保
- (3) 重度身体障がい者等の日常に関すること又は健康・医療等の簡易な相談サービスの提供

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる要件を備える18歳以上の在宅身体障がい者等とする。

- (1) 板橋区内に住所を有すること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けたもののうち同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別が1級若しくは2級の者（以下「障がい1・2級者」という。）又は難病患者（「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」に定める疾病等に罹患している者で、障がい1・2級者を除く。）であること。
- (3) 障がい者のみの世帯若しくは障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯（ただし、高齢者緊急通報システムの対象者を除く。）、又は生活状況がひとり暮らしの状態であること。
- (4) 現に自宅に電話を設置しているか、又は設置する見込みがあること。

(申請)

第4条 事業の利用を希望する者は、緊急即時通報システム利用申請書（別記第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 借家に居住する申請者は、家屋所有者・緊急通報システム機器設置承諾書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

3 申請者は、事業を利用するために消防署等へ手続きが必要となるときは、当該手続きを行わなければならない。

4 申請者は、前項に規定する手続きに係る書類の作成、提出及び受領等について、区長へ委任することができる。

(難病患者の調査)

第5条 難病患者である申請者は、緊急即時通報機器設置にともなう調査（確認）書（別記第3号様式）により、面接調査を受けなければならない。

2 前項に規定する調査は障がいサービス課において、行うものとする。この場合において、区

長は、当該申請者の事業の利用の必要性について保健所長に意見を求めることができる。

(決定及び通知)

第6条 区長は、第4条に規定する申請書及び添付書類を受理したときは、申請者の生活状況等を調査し、第4条第3項に規定する手続きの結果を確認の上、その適否を審査し、適当と認めるときは緊急即時通報システム利用決定通知書（別記第4号様式）により、不適当と認めるときは緊急即時通報システム利用不可決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の場合において、前条第2項に決定する保健所長の意見を求めたときは、区長はこれを尊重し、利用の適否を決定する。

3 第1項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに区長に緊急即時通報システム利用確認書（別記第6号様式）を提出するものとする。

(機器の設置)

第7条 事業を利用する際に利用者宅に設置する機器は、東京消防庁の定める機器の基準（東京消防庁自動通報等承認事務取扱規定緊急通報事務処理要綱平成2年9月28日指導広報部長依命通達別記1）に準ずる次の機器（以下「機器」という。）とする。

- (1) 無線発報器
- (2) 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む。）
- (3) 有線発報器
- (4) 専用通報機

(機器の管理)

第8条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、事業の目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 機器の一部若しくは全部を破損し、又は紛失した利用者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

3 利用者は、年1回以上の保守点検等に協力しなければならない。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、異動（消滅）届（別記第7号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 辞退したとき。
- (5) その他申請事由に変更があったとき。

2 利用者が死亡したときは、その家族又は関係者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(利用資格の消滅及び通知)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用資格は、消滅する。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 辞退したとき。
- (4) その他区長が事業の利用が適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により利用資格が消滅したときは、緊急即時通報システム資格消滅通知書（別記第8号様式）により、利用者に通知するものとする。ただし、利用者が死亡したときは、その家族又は関係者に連絡するものとする。

（機器の返還）

第11条 前条第1項の規定により、利用資格が消滅した利用者は速やかに機器を返還しなければならない。ただし、利用者が死亡したときは、その家族又は関係者が返還するものとする。

（関係機関との連携）

第12条 区長は、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進をはかるものとする。

（事業の委託）

第13条 区長は、事業の実施を委託することができる。この場合において、第4条第4項中「区長」とあるのは、「区から事業の実施の委託を受けた者」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めのない事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 東京都板橋区重度身体障がい者緊急通報システム事業実施要綱（平成18年12月27日区長決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、新要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づき、事業を利用している者の事業の利用については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定にかかわらず、前項の規定により、なお従前の例によることとされる者は、当該事業を利用している間に限り、新要綱の規定に基づく緊急即時通報システム事業の対象者とししないものとする。

付 則

この一部改正は平成20年2月1日より施行する。

付 則

この一部改正は区長決定日より施行し、平成21年4月1日より適用する。

付 則

この一部改正は平成28年4月1日より施行する。

付 則

この一部改正は令和3年4月1日より施行する。

付 則

この一部改正は令和6年4月1日より施行する。

緊急即時通報システム利用申請書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

住 所 板橋区

申請者

氏 名

下記により、緊急即時通報システムを利用いたしたく、申請します。

記

利 用 者	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏 名				(歳)	
	住 所	板橋区	電話			
			血液型	型		
	身体障害者手帳	記号番号	程度	交付年月日		
			種 級	年 月 日		
	障 害 名					
	疾 病 名		医療受給者証又は医療券	医療受給者証又は医療券の写し、難病診断書等を添付のこと		
有・無						
かかりつけ医療機関	病院名	電話				
	主治医					
家 族 構 成	氏 名	続 柄	年 齢	備 考		
搬送後の居住管理者	氏 名	電話番号	住 所		関 係	鍵
						有・無
緊急時の連絡先（親族等）						有・無
						有・無
(個人情報公簿確認の承諾)				年 月 日		
私は、緊急即時通報システム利用決定に必要な個人情報について、区が閲覧することを同意します。 また、利用に関しては氏名・性別・生年月日・親族状況・血液型等を東京消防庁及び民間即時通報登録業者に提供することを承諾します。				利用者氏名		

家屋所有者 ・ 緊急即時通報システム
機 器 設 置 承 諾 書

（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 様

私が所有する家屋に緊急即時通報システム機器の設置を承諾いたします。

年 月 日

（家屋所有者）

住 所 _____

氏 名 _____

難病患者用

緊急即時通報システム機器設置にともなう調査（確認）書

年 月 日

利用 者	ふりがな			生年 月日	年 月 日 (歳)
	氏名				
	住 所	板橋区		電 話	
	医療受給者証又は医療券		有 ・ 無	医療受給者証又は医療券の写し、 難病診断書等を添付のこと	
	疾病名				
	身体障害者手帳	有 無	級	障 害 種 別	

疾病による調査（確認）事項

ADLについて（症状及び日常状況等）

疾病による緊急援助を要する理由（難病関連事項）

搬送時において、必要な機材があれば記入してください。
（常時携帯が必要な物 … 酸素吸入器・携帯ポンプ等）

ひとりぐらし等世帯状況（介護）

(1) 介護者がいない

(2) 介護者が病弱・障がい・高齢等

・ 通院	<u> </u> 週	<u> </u> 回	疾病名（	）
・ 身障者	<u> </u> 種	<u> </u> 級	障害名（	）
・ 高齢者	<u> </u> 歳			

(3) 介護者が継続・一時的に不在等

不在の理由（不在時間等）

(2) その他（(1)～(4)以外の理由）

上記の状況から緊急即時通報システム機器の設置は

必要な世帯と思われます ・ 必要とは思われません

該当する方を ○ で囲む

年 月 日

調査（確認）について報告いたします。

担当者氏名

年 月 日

〒

板橋区

様

板橋区長

緊急即時通報システム利用決定通知書

年 月 日付で申請のありました 様の利用資格について
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用 者 氏 名	
利用 者 住 所	
認 定 番 号	第 ー ー 号
利用開始年月	年 月 から
備 考	貸 与 条 件 1 貸与した機器は、適切な管理のもとに使用すること。 2 機器の現状変更、転貸その他事業の目的以外の用途に使用しないこと。 ☆ 機器設置予定日は、後日ご連絡いたします。

年 月 日

〒

板橋区

様

板橋区長

緊急即時通報システム利用不可決定通知書

年 月 日付で申請のありました緊急即時通報システムの利用について
審査の結果、下記の理由で事業の対象となりませんので、通知します。

記

氏 名	
住 所	
不可決定理由	

緊急即時通報システム利用確認書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

住 所 板橋区

申 請 者

氏 名

板橋区の緊急即時通報システム機器については、重度身体障がい者緊急即時通報システム事業実施要綱及び下記事項を守ることを約し、本書を提出します。

記

1 貸与を受ける物件

緊急即時通報システム家庭用機器一式

(1) 無線発報器

(2) 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む）

(3) 有線発報器

(4) 専用通報機

2 貸与を受ける緊急即時通報システム機器を適切に使用し、これを他に譲渡し、又は転貸するなど、他の目的には利用いたしません。

3 緊急即時通報システム機器を必要としなくなったときは、速やかに区に返還いたします。

緊急即時通報システム異動（消滅）届

年 月 日

（宛先） 板橋区長

住 所 板橋区

申 請 者

氏 名

緊急即時通報システムの 利用資格が消滅した 申請内容が変更した ので、板橋区重度身体障がい者

緊急即時通報システム事業実施要綱第 9 条の規定に基づき届出します。

記

利用 者	氏 名			
	住 所	板橋区		
変 更 内 容	変 更 区 分	変 更 前	変 更 後	
	☐ 氏 名			
	☐ 住 所			
	☐ 緊急連絡先			
	☐ そ の 他			
資 格 消 滅	消 滅 区 分			
	☐ 転 出			
	☐ 死 亡			
	☐ 辞 退			
	☐ そ の 他			
変更（消滅）年月日		年	月	日

年 月 日

〒

板橋区

様

板橋区長

緊急即時通報システム利用資格消滅通知書

下記のとおり 様の利用資格がなくなりましたので通知します。

記

利用 者 氏 名	
利用 者 住 所	
認 定 番 号	第 ー ー 号
資格消滅年月	年 月 まで
消 滅 理 由	